

令和5年8月10日

青森労働局長  
井嶋 俊幸 殿

青森地方最低賃金審議会  
会長 石岡 隆司

青森県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月5日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のおおりの結論に達したので報告する。本結論は、地域別最低賃金の地域間格差の是正に配意した結果であり、これが県内事業者の人手不足の解消や有為な人材の確保につながることを期待する。

また、別紙2のおおりに、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月6日発効の青森県最低賃金（時間額822円）は令和3年度の青森県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

併せて、本報告に当たっては、中小企業・小規模事業者の賃上げに関する環境整備として、政府に対し、以下の2点を要望する。

- 1 業務改善助成金の拡充等の効果的な支援策を講じるとともに、その支援策が県内の中小企業・小規模事業者に広く行き届くよう、きめ細かな周知を行うこと。
- 2 県内の中小企業・小規模事業者の労務費等の上昇分が適切に転嫁されるよう、発注者の誠実な価格交渉を促進する等の実効ある取組を行うこと。

青森県最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 898円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

青森県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 青森県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 822 円
- (3) 発効日 令和3年10月6日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者  
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の青森県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（96,507 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると青森県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$822 \text{ 円 (青森県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1ヶ月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 116,577 \text{ 円}$$